

令和4年(2022年)8月

建設環境委員協議会資料

環境部 環境政策課

案 件

枚方市立火葬場(やすらぎの杜)の火葬施設使用料の見直しについて

1. 政策等の背景・目的及び効果

「枚方市立火葬場(やすらぎの杜)」は、平成20年(2008年)5月に開設して以降、多くの市民にご利用いただいております。令和3年度(2021年度)の実績では市民の9割以上の方が本施設を利用されています。

これまでも、近隣の火葬場が市民以外の者の利用に係る火葬施設使用料の値上げを行う際には、本市においても同様の値上げを行うことで、他市からの利用者の急増を防ぎ、市民の利用が安定的に行えるよう均衡を図ってきました。

この度、近隣火葬場が同使用料の再値上げを行うことから、見直しを行うものです。

2. 内容

近隣の火葬場が、市民以外の者の利用に係る大人、小人、死産児の火葬施設使用料を増額改定されることから、他市との均衡を図るため、同区分の使用料の見直しを行います。大人については、近隣の火葬場と同額の12万円に改定し、小人及び死産児については、大人を増額率と同様の改定率で増額改定します。詳細につきましては、下表のとおりとなります。

【市民以外の者の利用に係る火葬施設使用料】

| 区分 | 現行 | 改定案 |
|-----|----------|----------|
| 大人 | 100,000円 | 120,000円 |
| 小人 | 60,000円 | 72,000円 |
| 死産児 | 20,000円 | 24,000円 |

3. 実施時期等

| | |
|----------------|------------------------------|
| 令和4年(2022年)8月 | 建設環境委員協議会への報告 |
| 令和4年(2022年)9月 | 9月定例会議会に枚方市立火葬場条例の一部改正(案)を提出 |
| 令和4年(2022年)12月 | 市民以外の者の利用に係る火葬施設使用料を改定 |

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ・総合計画

基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標7 公衆衛生や健康危機管理が充実したまち



5. 関係法令・条例等

- ・枚方市立火葬場条例